

公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (令和5年5月8日廃止)

令和2年 5月14日
一部改訂 令和2年 5月25日
一部改訂 令和2年10月 2日
一部改訂 令和3年10月19日
一部改訂 令和4年 6月 9日
一部改訂 令和4年11月30日
一部改訂 令和5年 3月 3日
(廃止予告) 一部改訂 令和5年 5月 1日
廃止日 令和5年 5月 8日
公益社団法人全国公民館連合会

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更及び政府の対処方針の取り扱いの変更に伴い、令和5年5月8日をもって、本ガイドラインを廃止します。廃止後は、所在する市町村の方針等があればそれを踏まえ、公衆衛生の向上による健康の増進に配慮しつつ、充実した公民館活動の実現に向けてお力添えをお願いします。

おわりに、令和2年5月14日の公表以後、本ガイドラインの適切な運用及び情報提供、助言等にご協力いただいた多くの関係者のみなさまに感謝を申し上げます。本連合会では、地域が人々の笑顔であふれるよう、これからも公民館のよりよい運営に資するよう邁進してまいります。

令和5年5月1日
公益社団法人全国公民館連合会

以下は、令和5年3月3日に改訂したガイドラインの内容と同じです。本ガイドライン廃止までの間、ご留意くださいますようお願いいたします。

○昨今の感染対応状況及び新たなエビデンスを踏まえたガイドラインの改訂について

政府方針の推移や感染状況及び新たなエビデンス等を踏まえ、令和5年3月3日に本ガイドラインの改訂を行いました。政府が示した3月13日に適用される「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）については市町村の方針に基づき実施してください。

公民館においては、社会基盤としての役割を継続的に果たし、状況に応じて人々の自由で闊達な日常を取り戻すため、地域社会の健全な発展に寄与する公民館活動の継続・拡大に向けた参考にして下さい。

○変異株の重症化率の増減に対する考え方について

感染力及び重症化率の増減を伴う「変異株」については、感染防止を目的としていること及び対応が多岐にわたることで対応が追いつかなくなることを回避するため、本ガイドラインでは特別な対応はせずに取り扱っています。社会的な動向を踏まえて、市町村の方針に基づき対応してください。

○ワクチン接種及び各種検査（PCR検査・抗原検査）に対する考え方について

国内の現在の状況について、ワクチン接種の効果が寄与しているとの知見があります。また、自己の状態を正しく把握することは感染拡大の抑止に有効であるため、各種検査の種類及び検査方法の情報に容易にアクセスできることは対策のひとつとして有効です。

ただし、ワクチン接種は任意であるため、地域内で対象者を限定しない対応が求められる公民館において、接種証明または検査結果の確認を前提とする「入館すら許さない運営」は適さないと考えています。

ワクチン接種及び各種検査の情報について、都道府県及び市町村でも周知に尽力しています。社会教育の観点から地域住民に正しい理解を促すために情報提供の充実について、必要に応じて適宜対応してください。

【用語の整理】

対処方針	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
提言	新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言
専門家会議	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
分科会	新型コロナウイルス感染症対策分科会
職員等	施設の職員や出入りする民間事業者
来館者	施設に来館する者（事業に参加する者を含む）
三密	以下の3つの密の場面 ①密閉空間（換気が悪く密閉している空間） ②密集場所（多くの人が密集している場所） ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面）
対人距離	対人距離をとる場合は、肩と肩が触れ合わない距離とする。（令和5年3月3日改訂版ガイドラインでは対人距離の確保を求めています） 《「三密」について》 「三密」は、その定義のひとつに「③密接場面」として「互いに手を伸ばしたら届く距離」が含まれています。本ガイドラインではその距離を求めているため「滞在密度」に置き換えて表記しています。ただし、一般的には「三密」が伝わりやすいため、施設内での表記は「三密」が良いと考えます。
発熱	平熱＋1度以上の発熱
感染が疑われる症状	発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛、味覚及び嗅覚障害などの症状

【このガイドラインの運用について】

政府や都道府県からの要請を踏まえた市町村の方針に基づき、本ガイドラインを適用してください。

《消毒液を活用する場合の注意点》

- 消毒に使用する薬剤は「アルコール」「次亜塩素酸ナトリウム溶液」を適切に使用してください。
- その他の消毒液については厚生労働省が公開する「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参考にしてください。

アルコール	効果を発揮する濃度に留意してください。 推奨濃度は（60%～95%）とします。 日本薬局方（76.9%～81.4%）と米国CDC推奨（60%～95%）の範囲内としています。
次亜塩素酸ナトリウム溶液	残留塩素が皮膚に悪影響を与えないように留意してください。 使用時は手袋をし、消毒直後に濃い溶液が残留しないように水拭きをしてください。

《発症等により感染が疑われる人を確認した場合の注意点》

- 速やかな帰宅を促してください。
- 対応する職員等は、適切な防護を実施してください。
- 感染が疑われる人が滞在した部屋の換気を適切に実施してください。

【1. ガイドラインの作成と改訂の経緯について】

本ガイドラインは、感染拡大を抑止することを最優先課題として、政府の「対処方針（R2.5.4版）」を踏まえ、「専門家会議」の「提言（R2.5.4版）」において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公民館（自治公民館を含む。以下同様。）における新型コロナウイルス感染防止策として実施すべき基本的事項を整理したものととして令和2年5月14日に策定しました。

その後、変異株（デルタ株等）の感染が急速に拡大したことを踏まえ、政府の「対処方針（R3.8.25版）」において、業種別ガイドラインの改訂が促されました。そこで、新たなエビデンス等を踏まえ、令和3年10月19日に改訂しました。

その後、政府の「対処方針（R4.5.23版）」の公表及び国民の理解度の向上、ワクチン接種の推進及び医療対応の向上や感染状況の傾向、政府や都道府県及び市町村による対応が知見の蓄積により充実してきたことを踏まえ、令和4年6月9日に改訂しました。

その後、社会活動が活発になり、地域による感染状況及び医療対応力が多様化していることに伴い、汎用性の高い事項に重点を置いたガイドラインとして運用するために、令和4年11月30日に改訂しました。

その後、さらなる社会活動の活性化を期待して、汎用性の高い事項に限定したガイドラインとして運用するために、令和5年3月3日に改訂しました。今回の改訂における基本的な考え方は次のとおりです。

公民館は地域内の多くの人々が来館し、集会やイベントなどにより交流が盛んに行われる場であるため、新型コロナウイルスが来館者や職員等の間で伝播する可能性は高く、適切な感染対策が求められ

ます。

新たな知見等に基づいた感染対策を実施する場合、感染リスクが高い「飛沫（エアロゾルを含む、以下同様）」を適切に制御することが求められます。特に多くの人が集まり、会話が頻回に行われる場では飛沫による感染リスク増大の影響が大きくなります。また、感染対策と社会活動の活性化を同時に期待する場合に、地域の人々が健康的に生活するための基本的な感染対策を実施することで新型コロナウイルスの脅威を回避することが重要となります。

また、物品やドアノブなどの共有物を介した接触感染のリスクは飛沫を吸い込むことに比べると高くないため、基本的な手指衛生の管理が適切に行われている場合の接触感染のリスクは抑えられます。日常の清掃を適切に行うことで十分な効果が得られるため、施設内の設備及び物品等の消毒をこまめに実施する必要はありません。

なお、第三者によるイベントを実施する場合は、事前に感染対策について主催者側と施設管理者側の双方で共有を図ることが重要です。

本ガイドラインは社会活動の活性化を念頭に置いた公民館における感染対策の標準的な対策を示したものです。実際の運用にあたっては、市町村の方針に基づいて、個々の施設が置かれた状況に合わせた対策が求められるため、感染拡大期及び医療機関等の対応が十分ではない事態等の緊急時における閉館または事業実施の延期等の判断を含めて、必要事項を個別に加除したマニュアル等を作成し運用することが望ましいと考えています。（令和5年3月3日）

【2. 感染防止のための基本的な考え方】

施設管理者は、施設内及びその周辺地域において、「職員等」及び「来館者」への新型コロナウイルスの感染拡大を防止すること及び健全な地域社会の維持を達成することのバランスを踏まえ、対策を実施してください。

【3. リスク評価】

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である「①接触感染」、「②飛沫感染」のそれぞれについて、「職員等」や「来館者」の動線や接触等を考慮した感染防止策を検討してください。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど「手が触れる場所と頻度」を確認してください。なお、手指衛生が適切に管理されている場合には接触感染のリスクは低減されるため、手洗いを促すことと、適切な清掃を行うことで十分な効果が期待できます。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、会話または大声などを出す可能性がある場がどこにあるかなどを確認してください。特に換気を実施する場合は、空気の滞留等により換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。

③ 集客施設のリスク評価

換気効果が打ち消されるような大規模な来館が見込まれるか、これまでの実績と比較して確認し

てください。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、感染状況の動向により、医療機関の対応が十分に得られない場合及び重症化リスクの向上が認められている場合には、市町村の方針に基づき、対応を強化する必要性が生じると想定されます。市町村から対策強化の方針が示された場合には柔軟に対応してください。

【4. 施設内の滞在及び事業の実施における具体的な対策】

① 対策を要する事項

《全体の対策》

- ・ 住民が安心して行動するためには、市町村の方針を中心にして、一体的な感染防止策を実施することが重要です。ガイドライン及び個人の認識等が多様に存在します。市町村の方針を最優先にし、その理解の促進に努めてください。また、第三者に施設を貸し出す場合も、当該事業の主催者に対して市町村の方針に基づいた対応を促してください。

《接触感染リスクの対策》

- ・ 接触感染の抑止には、手指を清潔に保つことが重要です。手洗いまたは手指消毒の実施により、リスクの低減に留意してください。
- ・ 感染症全般において施設内を清潔に保つことは、来館者の対策意識を高めることにもつながります。通常の清掃を適切に実施し、施設内を清潔に保ってください。

《飛沫感染リスクの対策》

- ・ 飛沫感染の抑止には、呼気による飛沫を制御することが重要です。「滞在密度の管理」、「十分な換気の実施」により、リスクの低減に留意してください。
- ・ 換気の効果を打ち消さないためには、滞在密度を適切に管理することが重要です。換気が追いつかなくならないよう来館状況を管理して、リスクの低減に留意してください。

《集客施設リスクの対策》

- ・ 接触感染リスク及び飛沫感染リスクの対策に留意してください。
- ・ 来館者に対して、適切な健康管理を促してください。特に感染が疑われる症状を有している場合は施設内に滞在しないようにしてください。
- ・ イベント等で多数の人が集まる活動は、市町村の方針に基づいた具体的な計画を立てて実施してください。

② 個別の取り扱いに関する事項

《マスク着用の取り扱い》

○ガイドライン上のマスクの取り扱い

令和5年3月3日改訂版ガイドラインではマスクの着用を求める記述を削除しました。令和5年3月13日に予定されているマスク着用の政府方針の変更に伴い、市町村の方針にも影響があると思料します。市町村の方針に基づいた対応をお願いします。

○マスク着用者への配慮

政府を中心として一律に対応を求めてきたマスク着用が大きな転換を迎えました。マスクの着用を妨げるものではないため、花粉症等の対策など健康上の理由を始めとする個人の意思によるマスク着用者が、マスクを外すことを強要されることがないように適切に配慮してください。（本人確認など、業務として許容されるものは除く）

○政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」について

令和5年3月3日現在では、「屋内では基本的にマスクの着用を推奨（義務ではなく、最終的には個人の判断を尊重）」など、一律に指針が示されていますが、令和5年3月13日以降は、個人の主体的な選択を尊重し、これまでの統一的に着用を求めることはないとされています。詳細は、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）をご確認ください。

《十分な換気の取り扱い》

換気を実施する場合は、空気の滞留等により換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。外気温や構造等により、窓を開放した換気が適当でない場合には、適切な空調設備を活用した常時換気を実施してください。

《手洗い・手指消毒の取り扱い》

接触感染の抑止には、手指を清潔に保つことが重要です。せっけん等を用いた流水による手洗い及び手指の消毒が有効であるため、いずれかの方法を実情に応じて促してください。

③ 広報・周知

- ・ 職員等及び来館者に対して、以下について周知してください。
 - マスク着脱の方針の理解とその実施
 - 健康管理の重要性の理解とその実施
 - 差別防止の重要性の理解とその実施
 - 市町村の方針及び本ガイドラインに基づいた感染防止策の重要性の理解とその実施
- ・ 感染防止策の取組を行う旨を施設のホームページや掲示物等で公表してください。

④ チェックシート

- ・ ガイドラインの要点をまとめたチェックシート（別添）を活用し、感染防止策を実施してください。項目は必要に応じて適宜修正してください。

(別添)

公民館における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックシート

1. 全体の対策

- 市町村の方針を把握している。
- 施設貸与時に公民館の対応の理解を促している。

2. 接触感染リスクの対策

- 手洗いを促している。
- 施設内を清潔に保っている。

3. 飛沫感染リスクの対策

- 滞在密度の状況を必要に応じて把握している。
- 十分な換気を実施している。

4. 集客施設リスクの対策

- 来館者に適切な健康管理を促している。
- 感染が疑われる場合に施設内に滞在しないように促している。
- イベント開催時は具体的な計画を立てている。

※項目は必要に応じて適時修正してください。